

国立大学法人佐賀大学アドミッションセンター規則

(平成19年9月19日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人佐賀大学基本規則（平成16年4月1日制定）第11条の5第2項の規定に基づき、国立大学法人佐賀大学アドミッションセンター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、入学者選抜、入試広報、高大接続等に関する企画、立案等の業務を行うとともに、佐賀大学（以下「本学」という。）に置く各学部及び大学院で実施する入学者選抜を専門的立場から支援し、本学の教育研究の充実発展に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本学に置く各学部の入学者選抜の制度、方法等の設計に関すること。
- (2) 大学院の入学者選抜の制度、方法等の設計に関すること。
- (3) 入試広報の企画、立案等に関すること。
- (4) 高大接続、高大連携活動等の企画、立案等に関すること。
- (5) 入学者選抜等に係る調査研究に関すること。
- (6) その他入学者選抜に関すること。

(職員)

第4条 センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
 - (2) 副センター長
 - (3) 専任の教員
 - (4) その他必要な職員
- 2 前項各号に掲げる職員のほか、併任の教員を置くことができる。
- 3 前項の併任の教員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(センター長)

第5条 センター長は、国立大学法人佐賀大学（以下「本法人」という。）の専任の教員のうちから学長が選考する。

- 2 センター長は、センターの業務をつかさどり、センター所属の職員を統督する。
- 3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第6条 副センター長の選考は、本法人の専任の教授若しくは准教授又はセンターの専任の教員のうちから、第8条に定める運営委員会の議を経て、学長が行う。

- 2 副センター長は、センター長の職務を補佐する。
- 3 副センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 副センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(専任の教員の選考)

第7条 専任の教員の選考は、次条に定める運営委員会の議を経て、学長が行う。

(運営委員会)

第8条 センターに、国立大学法人佐賀大学アドミッションセンター運営委員会（以下「運営

委員会」という。)を置く。

2 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの管理運営の基本方針に関する事項
- (2) センターの教員の人事に関する事項
- (3) センターの予算及び決算に関する事項
- (4) 第14条に定める企画委員会が企画・立案し実施する事業等に関する事項
- (5) その他センターの管理運営に関する重要事項

第9条 運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センターの専任の教員
- (4) 各学部（理工学部を除く。）から選出された教員 各1人
- (5) 工学系研究科から選出された教員 1人

2 前項第4号及び第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

3 第1項第4号及び第5号の委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第10条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、副センター長がその職務を代行する。

第11条 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決をすることができない。

2 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、教員の人事に関する事項及び特に重要な事項については、出席した委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(専門委員会)

第12条 運営委員会は、専門的事項を審議するために、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関する事項は、別に定める。

(意見の聴取)

第13条 運営委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(企画委員会)

第14条 センターに、第3条に掲げる業務を企画・立案し実施するため、国立大学法人佐賀大学アドミッションセンター企画委員会（以下「企画委員会」という。）を置く。

2 企画委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センターの専任の教員
- (4) 佐賀大学入学試験委員会（以下「入学試験委員会」という。）委員のうち、各学部（理工学部を除く。）から選出された教員 各1人
- (5) 入学試験委員会委員のうち、工学系研究科から選出された教員 1人
- (6) 各学部（理工学部を除く。）から選出された教員 各1人
- (7) 工学系研究科から選出された教員 1人

(8) 学務部入試課長

- 3 企画委員会に委員長を置き、前項第1号の者をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 5 委員長に事故があるときは、副センター長がその職務を代行する。
- 6 企画委員会に、次に掲げる専門委員会を置く。

(1) 入学者選抜方法等専門委員会

(2) 広報・高大接続等専門委員会

(入学者選抜方法等専門委員会)

第15条 入学者選抜方法等専門委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) センター長

(2) 副センター長

(3) センターの専任の教員

(4) 入学試験委員会委員のうち、各学部（理工学部を除く。）から選出された教員 各1人

(5) 入学試験委員会委員のうち、工学系研究科から選出された教員 1人

(6) 学務部入試課長

2 前項各号の委員のほか、入学者選抜方法等専門委員会に、センター長が必要と認めて指名した教員及び事務職員を加えることができる。

3 第1項第4号及び第5号の委員の任期は、入学試験委員会委員の任期とする。

4 入学者選抜方法等専門委員会に委員長を置き、第1項第1号の者をもって充てる。

5 委員長は、入学者選抜方法等専門委員会を招集し、その議長となる。

6 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(広報・高大接続等専門委員会)

第16条 広報・高大接続等専門委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) センター長

(2) 副センター長

(3) センターの専任の教員

(4) 各学部（理工学部を除く。）から選出された教員 各1人

(5) 工学系研究科から選出された教員 1人

(6) 学務部入試課長

2 前項各号の委員のほか、広報・高大接続等専門委員会に、センター長が必要と認めて指名した教員及び事務職員を加えることができる。

3 第1項第4号及び第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 広報・高大接続等専門委員会に委員長を置き、第1項第1号の者をもって充てる。

5 委員長は、広報・高大接続等専門委員会を招集し、その議長となる。

6 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(事務)

第17条 センター、運営委員会及び企画委員会の事務は、学務部入試課が行う。

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成19年10月1日から実施する。
- 2 この要項実施後、最初に任命されるセンター長の任期は、第5第3項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。
- 3 この要項実施後、最初に任命される併任の教員の任期は、第4第3項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。
附 則（平成22年9月7日改正）
この要項は、平成22年9月7日から実施し、平成22年4月1日から適用する。
附 則（平成22年11月24日改正）
この要項は、平成22年11月24日から実施する。
附 則（平成25年3月15日改正）
- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人佐賀大学アドミッションセンター専門委員会細則（平成20年2月29日制定）は、廃止する。
附 則（平成26年12月24日改正）
この規則は、平成26年12月24日から施行する。
附 則（平成27年3月26日改正）
この規則は、平成27年4月1日から施行する。
附 則（平成28年3月25日改正）
この規則は、平成28年4月1日から施行する。